

I . 計画の概要

| 01 | 背景と目的

| 02 | 役割

| 03 | 計画の位置づけ

| 04 | 千歳市第3期都市計画マスタープランの対象区域

| 05 | 計画の期間

| 06 | S D G s と都市計画マスタープラン

I. 計画の概要

| 01 | 背景と目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に位置付けられる「市町村の都市計画*に関する基本的な方針」であり、都市計画*に関わる土地利用の方針、都市施設*（道路・公園・下水道など）の整備方針などについて、おおむね20年後を見据え市町村が住民意見を反映しながら策定する計画です。

千歳市では、平成11年（1999年）3月に第1期の都市計画マスタープラン、平成24年（2012年）3月に第2期の都市計画マスタープランを策定し、社会経済情勢の変化に対応しながら都市の将来像や土地利用などの方向性を明らかにするとともに、豊かな自然環境や空港など、千歳市の特性を生かしたまちづくりを進めてきました。

第2期都市計画マスタープラン策定から10年余りが経過し、少子高齢化の進展や将来の人口減少社会への対応、循環型社会への転換、社会経済のグローバル化、地域社会の構造変化など大きな変革の時代を迎えており、時代の変化への対応が求められています。

また、国立社会保障・人口問題研究所*による将来人口推計を上回るペースでの人口増加、広域幹線道路や新たなインターチェンジの開設による広域交通機能の充実、新千歳空港の機能強化など、これらを発展の機会と捉えるとともに、市民協働による自主自立の自治体運営と地域社会の持続的な発展や市民生活の向上を目指すため、都市計画マスタープランを見直す必要があります。

これらを踏まえ、将来都市ビジョンを再構築し、課題に対応した土地利用や都市生活を支える諸施設の計画などの方針として「千歳市第3期都市計画マスタープラン」を策定します。

| 02 | 役割

都市計画マスタープランは、次のような役割を担っています。

- ①都市の将来像及び都市づくりの目標を明らかにします。
- ②都市計画*の基本的な方針を定めます。
- ③土地利用計画や都市施設整備計画などの相互調整を図ります。
- ④市民や事業者の都市計画への理解を深め、まちづくりへの参加意識を高めます。

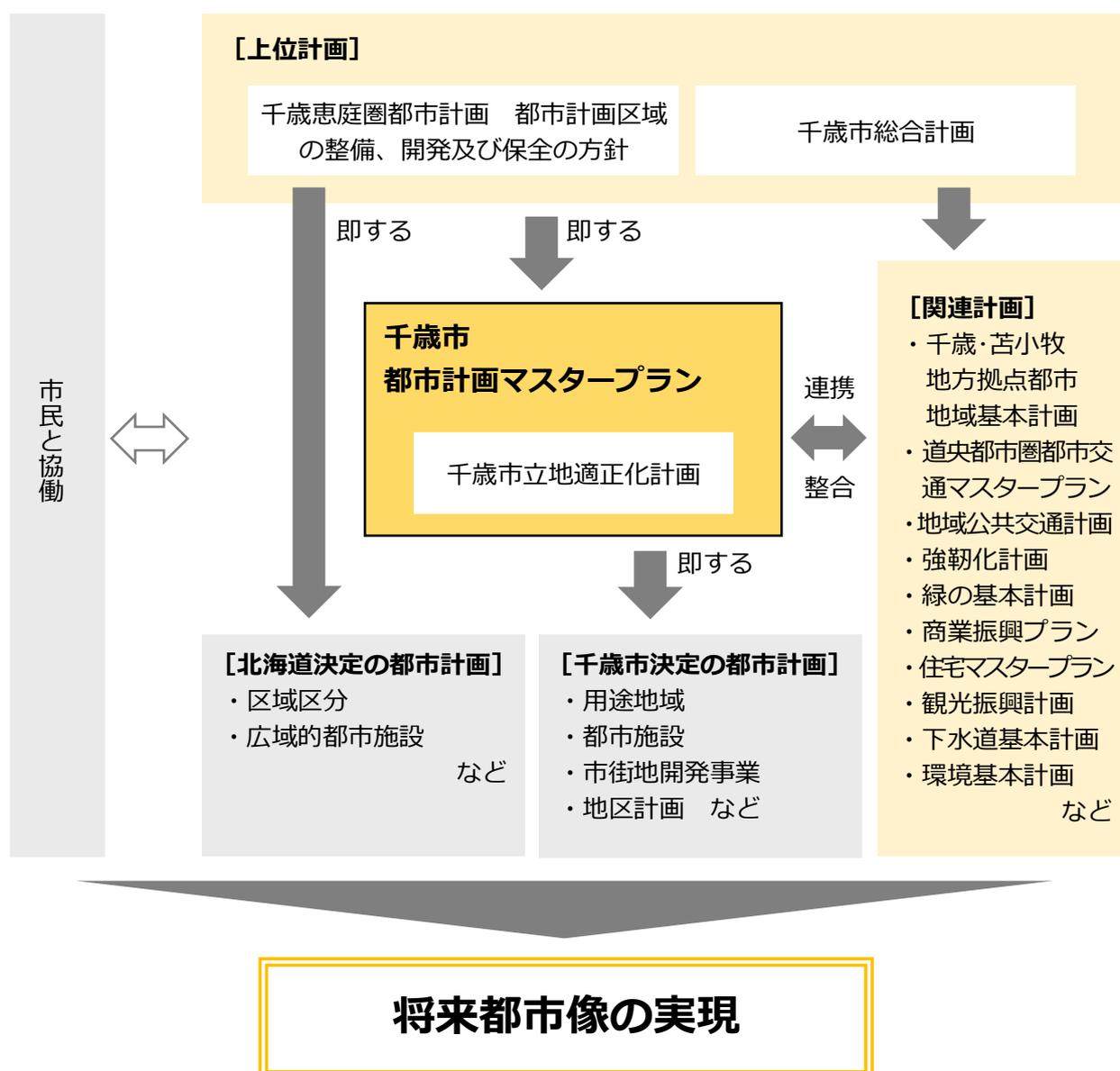
※都市計画マスタープランと総合計画の違い

総合計画は、市民にかかわる福祉や医療、環境、教育などのあらゆる分野にわたるまちづくりの基本な考え方や方向性を示すのに対し、都市計画マスタープランは、総合計画の目指すべきまちの将来像を実現するため、主に土地利用や道路、公園、下水道などの都市施設について、基本的な方向性を示すものとなります。

| 03 | 計画の位置づけ

都市計画マスタープランは、「千歳市総合計画」、北海道が定める「千歳恵庭圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針*」に即し、各関連計画と連携・整合を図りながら、都市計画事業やその他のまちづくり施策を進め、将来都市像の実現を図ります。千歳市が決定する都市計画に関する事項は、この計画に基づいて定められます。

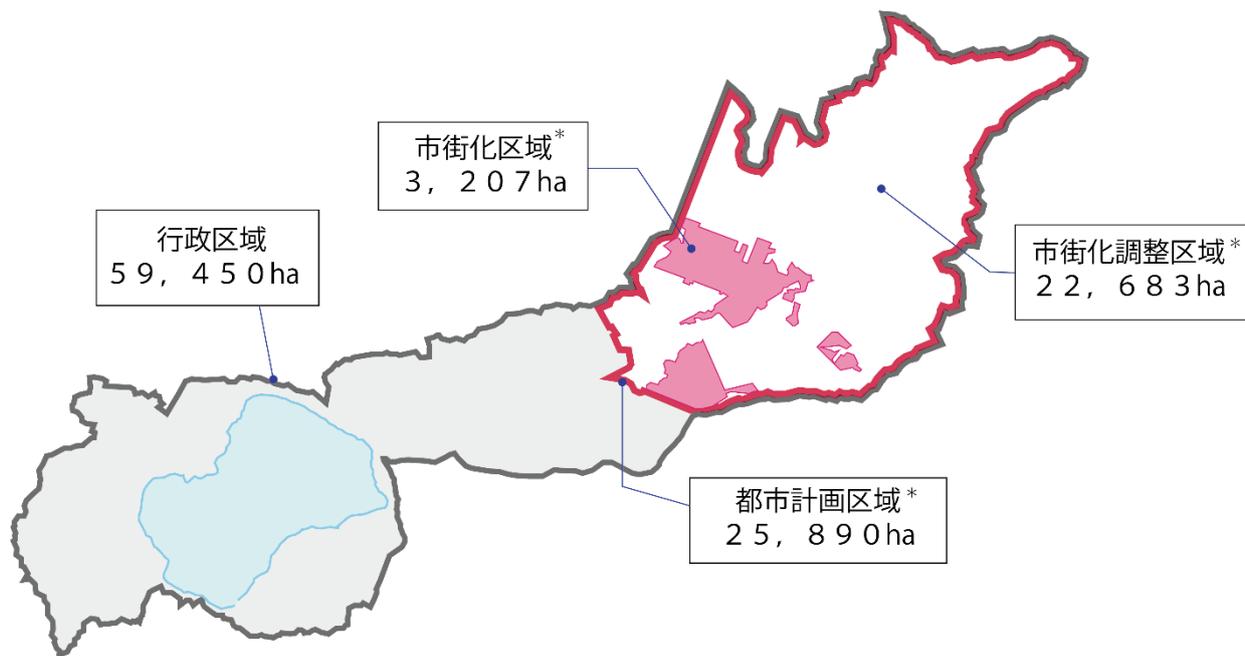
図 都市計画マスタープランの位置づけ



| 04 | 千歳市第3期都市計画マスタープランの対象範囲

都市計画マスタープランの対象範囲は、千歳市の都市計画区域*とします。

図 都市計画マスタープランの範囲



| 05 | 計画の期間

計画の期間は、おおむね20年後の都市のあるべき姿を目標とし、令和23年（2041年）を目標年次とします。

なお、千歳市総合計画などの上位計画との整合、都市環境や社会情勢の変化などに応じて都市計画マスタープランの見直しを行います。

| 06 | SDGs と都市計画マスタープラン

平成 27 年(2015 年)に 17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標」(SDGs: Sustainable Development Goals) が国際連合で採択されました。千歳市においても、SDGs*の 17 の目標に関連づけて施策を推進しています。都市計画マスタープランは、主に「すべての人に健康と福祉を」や「働きがいも経済成長も」、「産業と技術革新の基盤をつくろう」、「住み続けられるまちづくりを」、「陸の豊かさを守ろう」、「パートナーシップ*で目標を達成しよう」などに関連しており、目標達成に向け貢献していきます。

図 持続可能な開発目標 (SDGs)

SDGs 17のゴール ※外務省「持続可能な開発のための2030アジェンダ」仮訳			
1	2	3	4
5	6	7	8
9	10	11	12
13	14	15	16
17	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS		
1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		
2	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		
3	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		
4	全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		
5	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う		
6	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		
7	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		
8	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する		
9	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		
10	各国内及び各国間の不平等を是正する		
11	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する		
12	持続可能な生産消費形態を確保する		
13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる		
14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する		
15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する		
16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する		
17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		



新千歳空港